



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 三洋工業株式会社  
代表者名 取締役社長 菊地 政義  
(コード番号：5958 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役総務部長 原田 実  
TEL (03) 3685-3451

## 本店移転及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日付取締役会において、下記のとおり平成 30 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に定款一部変更について付議すること及び本株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 新本店所在地

東京都墨田区太平二丁目 9 番 4 号

##### (2) 移転の理由

現本社屋の老朽化が進行するなか、創立 70 周年を機にオフィス環境を整備し、グループ会社相互の連携強化と業務効率向上ならびに事業継続性の改善を図って参ります。

##### (3) 日程（予定）

本株主総会開催日 平成 30 年 6 月 27 日

本店移転日 平成 30 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する日

##### (4) 業績に与える影響

本件による業績への影響は現在精査中であります。今後、業績予想の修正が必要になった場合は、すみやかに開示いたします。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

前項に記載のとおり、グループ会社相互の連携強化と業務効率向上ならびに事業継続性の改善のため、現行定款第 3 条（本店の所在地）に定める本店所在地を東京都江東区から東京都墨田区に変更するものであります。なお、本変更は平成 30 年 9 月 30 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を新設することといたします。

現行定款第 5 条（公告方法）については、利便性向上及び公告手続きの合理化のため、変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>江東区</u>に置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>墨田区</u>に置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p><u>附 則</u> 第3条の規定変更は、平成30年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p>

(3) 日程

取締役会決議 平成30年5月10日

本株主総会開催日 平成30年6月27日(予定)

効力発生日 平成30年6月27日(予定)

ただし、第3条の変更は平成30年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、  
す。

以 上